

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成30年11月27日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 三菱UFJリース株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ紫波 紫波郡紫波町日詰字丸盛188番地1ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数

イ 荷さばき施設の位置

(4) 変更する年月日 平成30年4月1日

(5) 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

2 届出年月日 平成30年11月22日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び紫波町役場